

■提出書類一覧（買取り申出）

		留 意 点
生産緑地地区 買取申出書		申請者は生産緑地の所有者です。 買取り申出は主たる従事者1人につき1回限りの制度です。生産緑地全ての状況を確認の上で申請していただきます。
添付書類	委任状	所有者以外の方が手続きされる場合は必要です。（要押印）
	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	農業委員会事務局で発行します。従事者1人につき1回のみ証明されます。
	案内図	地図（該当地を図示してください。）
	公図	東京法務局府中支局等で入手できます。インターネットで取得したものはお受けできません。
	登記全部事項証明書	原則相続登記後のものを添付してください。 東京法務局府中支局等で入手できます。インターネットで取得したものはお受けできません。 地番、地積、所有者、関係権利者等を確認します。
	印鑑登録証明書	発行から3か月以内のものを添付してください。 所有者が複数いる場合は全員のものが必要です。
	関係権利者の同意書	抵当権等の所有権以外の権利者がいる場合、基本的には権利消滅後の申出となりますが、特別な事情がある場合は、 <b>市による「買い取る旨の通知書」の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の書面</b> を添付してください。
	その他	提出書類は申請内容によって異なります。上記以外の書類が必要な場合もございますので、提出前に必ず市の担当者にご確認ください。

- ※ 提出書類は全て原本でお願いいたします。登記関係書類はインターネットで取得したものはお受けできません。
- ※ 押印は全て実印です。
- ※ 所有者が複数いる場合は、同意書（関係権利者の同意書とは別、様式なし）を作成し、全員の署名・押印をいただいたうえでご提出ください。その場合は、押印者全員の印鑑登録証明書も併せて添付いただきます。
- ※ 相続登記が済んでいない場合の手続きは、法定相続人のみとします。遺産分割協議書では対応いたしかねますので、法定相続人の確認資料（戸籍謄本・改製原戸籍・戸籍の附票・住民票など）をご提出いただきます。

<連絡先>  
 〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号  
 三鷹市 都市整備部 都市計画課 都市計画係  
 電話 0422-29-9701（直通）